

平成26年度



三鷹市教育ビジョン2022に基づく  
三鷹市立小・中一貫教育校

# 「東三鷹学園」

の充実・発展に係る

## 実施方策

東三鷹学園コミュニティ・スクール委員会

東三鷹学園三鷹市立第一小学校

東三鷹学園三鷹市立北野小学校

東三鷹学園三鷹市立第六中学校

# 三鷹市教育ビジョン2022に基づく

## 三鷹市立小・中一貫教育校『東三鷹学園』の充実・発展に係る実施方策案

### 1 学園ガバナンスと運営について

#### (1) 小・中一貫教育校「東三鷹学園」の教育目標

##### ① 学園の教育計画

- 本学園の教育目標  
豊かな心を持ち、地域と共に生き、人間力・社会力にあふれ、国際社会に貢献する児童生徒の育成をめざす。
- めざす学園像
  - 1 学力をはぐくむ学園  
【児童・生徒像】 ○基礎的な学力をもつ子ども  
○学び続ける意欲をもつ子ども
  - 2 人間力をはぐくむ学園  
【児童・生徒像】 ○心豊かでたくましい子ども  
○主体的に判断し行動する子ども
  - 3 社会力をはぐくむ学園  
【児童・生徒像】 ○コミュニケーション力をもつ子ども  
○人や環境を大切にす子ども
- 本年度の教育の重点  
「言葉と人権を大切にす児童・生徒を育てる」を学園の重点目標として、学習指導、生活指導、その他の様々な場面で具体的な教育活動を行う。

##### ② 各学校の教育課程編成

各学校の教育課程編成にあたっては、「学園の教育目標」を十分に踏まえ、学園として一体感のある教育課程を編成するものとする。

#### (2) 小・中一貫教育校の組織体制及び校務分掌組織等

##### ① 学園長・副学園長

- ・学園の校長の中から、学園長、副学園長を教育長が指名する。
- ・学園長・副学園長は学園を構成する学校の校長として、そして小・中一貫教育校の責任者として学園経営のビジョンを共有し、学園長はリーダーシップを発揮し、副学園長は学園経営方針に基づき、協働して学園経営を推進する。

##### ② 学園・学校の分掌組織

- ・学園・学校に「教務委員会」「生活指導委員会」「健康教育委員会」「キャリア教育委員会」「研究推進委員会」「評価情報委員会」の6委員会をおく。各委員会は兼任せず、独立した組織とする。それぞれの委員会には、担当として管理職をおき、計画に沿って活動を進める。
- ・学期1回、3校の全委員が集まる6委員会全体会を開催し、職務の進捗状況の確認、共通理解を図る。

#### 【6委員会の役割】

小・中一貫教育校としての運営に関して、各委員会は次のような役割を担う。

教務委員会	学園の日程調整、補充学習の定期的な実施、ボランティア活動の取りまとめ
生活指導委員会	学園生活指導の実態・課題の把握、生活指導の共通化
健康教育委員会	学園健康教育の推進、教育相談、教育支援体制、食育の推進、体力づくりへの取組

特別活動委員会	児童・生徒の交流活動、学園旗、学園歌の定着、TEHの活動の推進、
研究推進委員会	合同研究会の開催、学園カリキュラムの編成、研究授業公開の推進、校内研究の推進
評価情報委員会	学校評価、授業評価の実施、学園のHPの管理、情報教育の推進、サポート隊の取りまとめ

#### ○会議等の改善・工夫

校内会議を精選し、諸会議等の運営の合理化・効率化を図り、授業づくりや、児童・生徒指導のため時間を生み出す。学園として、研究会・研究分科会の日程を調整する。3校で調整した行事予定をベースに各校の予定を設定する。

#### ○OJTの推進

教員の資質向上と能力開発のためにOJTを推進する。各校での実践を学園全体に広げ、学習指導力、生活指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の4つの力を身に付けるための学校体制を構築する。

### ③学園運営面の調整

学園運営を円滑に進めるために小・中一貫教育コーディネータは、学園運営の評価・改善、6委員会の進捗状況の把握・管理、マニフェストの作成と評価、教員の相互乗り入れ授業の計画・実施と評価、学園要覧の作成を行う。

### ④運営委員会

学園長、副学園長、副校長、主幹教諭、6委員会主任により、学園運営委員会を組織し、定期的(月1回程度)に開催する。学園運営委員会は、小・中学校の連携を図るとともに、各組織の進行を管理し、全体的な方向性を確認・調整する。学園運営委員会終了後、6委員会主任会を実施する。6委員会主任会では、学園の具体的な取組を協議する。

### ⑤学園会議

学園としての方針、取組み等を周知し、学園の一員としての意識を高める。

### ⑥コミュニティ・スクール委員会

コミュニティ・スクール委員会に学園全体の学校運営協議会の位置付けがあることを生かし、コミュニティ・スクール委員会とともに、地域の意向を反映した一体感のある学園運営を行う。(コミュニティ・スクール委員会の詳細は別紙1を参照)

## 2 学園の教育活動

### (1) 教員の指導体制

#### ①教員の指導体制の充実

- ・小学校間での授業交流・・・小学校間の指導の統一を図る。
- ・小・中学校間での相互乗り入れ授業・・・時間割に位置づけ、年間を通して行う。
- ・全ての教員による異校種の学校での授業・・・教員の学園運営への積極的参画を推進する。
- ・人事に関する意見具申や教員の公募制の積極的活用  
…コミュニティ・スクールのメリットを生かしたよりよい教員人事の実現を積極的に活用する
- ・小・中学校教員の兼務発令を踏まえた本務校の柔軟な配置の検討を行う。  
…任命権者との協議を積極的に進める

#### ②小・中学校の教員の協働

##### ○学園研究会の推進

- ・研究の実際を各小・中学校の教員が情報交換し、学び合うために、合同研究会・各教科部会を実施する。

○生活指導に関する協議会等の実施

- ・いじめ対策防止基本方針に基づき、小・中学校の教員がともに共通理解し、一貫性、継続性のある生活指導を実施する。課題別の協議会を設置して、年間を通して学園としての共通実践を行い、体罰・いじめ0を継続していく。

### **③小学校での教科担任制の実施**

授業の質を高めるとともに、複数の教員から学ぶことにより、児童の個性や能力の伸張を図るため、小学校4年生以上で、学年内で授業を交換して担当する学年内教科担任制授業に取り組む。

### **④少人数指導、習熟度別学習等による個に応じた指導の徹底**

教科の目標やねらいに則した内容の授業を確実に実施する。

「算数、数学」については、少人数指導の体制を整えます。小学3年生以上は、個人差に応じて、習熟度別学習を取り入れる。

放課後等の時間を活用し、全学年で必要な補充学習を行う。夏季休業中を中心に、補充学習を行います。補充学習には、サポート隊の応援も仰ぎ、可能な限り小・中学校の教員が支援する。

### **⑤ICT 機器活用した指導の推進**

小学校1年生から、「情報リテラシー」「情報モラル」「ICTの学習活用」をカリキュラムに位置づけ、系統的指導を行う。

### **⑥校務支援システム等を活用した児童・生徒の学習状況の把握・蓄積と円滑な引き継ぎ・活用**

- ・把握した児童・生徒の学習履歴を踏まえた学習指導を行い、個に応じたきめ細かい指導を行う。
- ・移行期の児童・生徒の状況把握や引き継ぎを効果的かつ円滑に行い、情報を十分に活用した指導を行う。
- ・支援の必要な児童・生徒の状況を把握し、情報の円滑な引き継ぎを行い、情報を十分に活用したきめ細かい指導の徹底を進める。

## **(2) 児童・生徒の交流活動**

### **①児童・生徒の交流活動**

学園の児童・生徒の交流活動を積極的に推進する。児童・生徒が9年間、異学年間や小・中学校間での異年齢集団による活動、地域社会とのかかわりの中で行われる様々な体験活動などを通して、児童・生徒がより豊かな人間性と幅広い社会性をはぐくむことができるよう、年間計画に明確に位置付け、日常的な多様な交流活動を促進する。

### **②児童・生徒の交流活動の例示**

○小・中の交流

- ・体験入学の実施

第六中学校の宿泊行事の間に特別時程を組んで中学校体験（授業）を実施する。

- ・部活動体験

部活動の体験日を設定し、児童が希望する部活動の体験をします。複数の部活動が体験できるように実施する。

- ・ふれあい活動

小学校において、授業等を通して小・中学生のふれあい活動、中学校において、中学生と4年生の音楽交流会を実施する。

- ・TEHの活動

児童会・生徒会の交流であるザ・イーストホークス（TEH）の活動を定期的実施し、充実させます。学園の中心的存在としての役割をもたせる。

○小・小の交流

5年生の交流活動、6年生の自然教室体験、水泳記録会を通して小学校同士の交流を進める。

### (3) 小・中一貫カリキュラムについて

#### ①9年間の小・中一貫カリキュラムによる指導の徹底

- ・東三鷹学園小・中一貫カリキュラムの授業を実施する。
- ・カリキュラムに基づき、学びの系統性と連続性を意識した学年間の円滑な接続を図り、児童・生徒一人ひとりが確実に学習内容の定着が図れる丁寧な指導を徹底する。

#### ②単元・題材系統一覧の活用

- ・単元・題材の系統一覧を常に手元に置き実施する。

#### ③発達段階に応じた学習のねらいの明確化、重点化を意識した指導の実施

- ・段階を意識した指導の徹底を図る。
- ・Ⅱ期(小・中学校の学校間接続期)の指導に関しては重点的に指導の統一を図り、移行期の児童・生徒の学習が効果的かつ円滑にできるように留意する。

#### ④補足的な学習の徹底と発展的な学習内容の充実

- ・習得した知識・技能を活用した学習を重視した補足的な学習を充実する。
- ・「思考力・判断力・表現力」の育成に重点を置いた発展的な学習を重視した指導を充実する。

### (4) 特色ある教育活動の充実

#### ①小学校英語活動の実施と中学校の外国語(英語)指導の充実

- ・小学校・・・コミュニケーションに慣れ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養う。  
ALT(外国語指導助手)と担任とのTT(ティーム・ティーチング)による外国語(英語)活動を実施する。
- ・中学校・・・オーセンティックな外国語運用能力を身に付ける。  
小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でALTを有効に活用し、英語を実際に用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図る。  
言語の使用場面に留意したオーセンティックな外国語運用能力を身に付ける。
- ・小学校の外国語活動、英語活動の授業時数
  - 小学校低学年(第1・第2学年)では、学校の裁量で活用できる時間の中で実施(第1・2学年10時間程度)。
  - 小学校中学年(第3・第4学年)では、「総合的な学習の時間」の国際理解教育としての趣旨を踏まえた内容については「総合的な学習の時間」で、それ以外の内容については学校の裁量で活用できる時間の中で実施(第3・4学年15時間程度)。
  - 小学校高学年(第5・第6学年)では、「外国語活動」の時間で実施(第5・6学年35時間)。

#### ② 義務教育9年間を見通したキャリア・アントレプレナーシップ教育の実施

- ・キャリア・アントレプレナーシップ教育を通して、多様な大人とかかわりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成する。三鷹市のコミュニティ・スクールの特性を十分に生かして実施し、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間の育成を目指す。
- ・小学校第1学年から中学校第3学年まで9年間を見通した、計画的・系統的な指導を行う。
- ・各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間などの学習活動を相互に関連付け、児童・生徒の実態に応じたカリキュラムの開発を推進し、実践する。

#### ③多様な学習機会の充実と選択

- ・子どもたちの学びの充実を図るため、農業体験、自然体験、ボランティア活動の機会の充実をはかる。
- ・言語活動の充実、人権教育の推進、地域サポーターとの協働、国立天文台、大学、企業、NPO等と連携した様々な育等。

#### ④学園としての特色ある教育活動の積極的公開の推進

- ・特に土曜日の授業公開では、実施方策で位置づけた小・中一貫教育の様々な取り組みやコミュニティ・スクールと

しての取り組みを実施・公開し、地域や保護者によさを積極的に発信する。

- ・小・中一貫教育校としての取り組みをまとめ、地域・保護者に向けに東三鷹学園だより等を定期的に発行し、情報提供します。また、東三鷹学園のホームページを定期的に更新する。

#### ⑤心と体の健康づくり教育の推進

- ・東三鷹学園3校のスポーツ教育推進校としての実績と成果を生かし、健康教育、体力作りを推進する。

#### ⑥学園・学校評価の推進

- ・学園・学校評価（保護者・地域・児童・生徒）、授業アンケートを3校共通した内容で行い、学園運営に活用する。
- ・CS委員会の支援のもと、SMPを用いてデータ集計を行い、データ処理の効率化を図る。

## 別紙 1

### <コミュニティ・スクールについて>

東三鷹学園において、学校と保護者・地域のつながりをよりいっそう深め、地域住民が学校運営への積極的な参画を図ります。平成19年9月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」を3校それぞれに設置しました。また、平成20年度より3校の「学校運営協議会」の委員で構成する協議機関として、第六中学校区に「コミュニティ・スクール委員会」を設置しました。保護者・地域の意見を反映させ、学園運営を進めます。

#### (1) 「学校運営協議会」

- (ア) 目的 ; 保護者及び地域住民が学園運営に積極的に参画し、その意向が的確に反映されることにより、一層地域に開かれ、信頼される学校を実現することを目的とします。
- (イ) 組織及び構成員 ; 「学校運営協議会」の組織、会議、運営等については、教育委員会が制定する「三鷹市公立学校運営協議会規則」に基づき定めます。3校それぞれの「学校運営協議会」の委員は、3校共通の委員として、教育委員会が任命します。これにより、法的には各校にそれぞれ協議会が設置されることとなりますが、実質的には、ひとつの会議体として活動します。学園としての統一性を確保することが可能となります。
- (ウ) 権限と役割 ; 「学校運営協議会」は、校長が作成した、教育目標及び学校経営方針、教育課程の編成、学校の組織編成、学校予算の編成及び執行、学校の施設・設備の管理及び整備等について「承認」とともに、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に対して述べることができます。また、学校の職員の採用、その他の任用に関する意見を任命権者である東京都又は三鷹市の教育委員会に述べることができます。

#### (2) 「コミュニティ・スクール委員会」

- (ア) 目的 ; 3校の「学校運営協議会」が連携し、小・中一貫教育校としての学園運営を円滑に推進することを目的とします。
- (イ) 組織及び構成員 ; 3校共通の「学校運営協議会」の委員で構成します。「コミュニティ・スクール委員会」の組織、会議、運営等についても、教育委員会が制定する「三鷹市公立学校学校運営協議会規則」に基づき定めます。
- (ウ) 権限と役割 ; 権限と役割については、小・中一貫教育校の学園運営に関し、基本的な方針等の「承認」について協議するほか、教育委員会又は学園長に対して、意見を述べるができるものとします。また、学園の運営に地域住民等の参画を促進する啓発活動、委員会の活動状況に関する情報の発信、地域住民等の意向把握などを行うとともに、地域の生涯学習の振興に関する役割を担います。この委員会の中に、学園の運営状況の点検及び評価を行うための部会や、学校と地域との連携を推進するための部会を設置します。
  - ① コミュニティ・スクール委員会には、役員会を設置します。役員会は、CS委員会の進捗状況の把握とCS委員会の円滑な運営を行います。
    - ・役員会は、学園長、副学園長、CS委員長1名、各部担当副委員長3名、各部担当副委員長兼部長3名で構成します。
    - ・CS委員長、各部担当副委員長は、三鷹市CS委員会会長会に出席します。
  - ② コミュニティ・スクール委員会に部会を設置します。部員は特性を生かし、各部に所属します。
    - ・広報部 : CS委員会の広報活動を行います。CS委員会便りの発行、CS委員会HPの作成・更新等を進めます。
    - ・支援部 : 地域における行事の推進、児童・生徒の健在育成及び安全指導に関する活動にかかわります。児童・生徒のボランティア活動を推進し、地域・保護者への情報提供を担当します。学園の教育活動への保護者・地域人材の積極的な参画促進に関する活動にかかわります。サポート隊の取りまとめ、SNSの導入を図ります。
    - ・評価部 : 学校評価、授業評価を担当します。保護者・地域・児童・生徒を対象としたアンケート調査の集計・分析を行い、学園運営の成果・課題を検討します。

- ③ コミュニティ・スクール委員会は、青少対会長、交通対会長、民生児童委員、地域コーディネータ、行政相談員、主任児童委員、元 PTA 会長、PTA 会長・副会長等の学校教育にかかわりの深い保護者・地域の方々並びにコミュニティ・スクール委員会から推薦を受けたの方々をもとに、各学校長が推薦し三鷹市より承認された委員で構成します。任期は2年を原則とします。
- ④ CS委員会には、各学校地区部会を設置します。各学校地区部会は、各校長により招集され、各学校の問題・課題等を検討し、CS委員会に提案します。
  - ・各小学校の地区部会は、各小学校地域から選出された委員により構成します。
  - ・中学校の地区部会は、各小学校の学校運営協議会部会の委員から選出します。
- ⑤ 任期を終えたコミュニティ・スクール委員の中から、コミュニティ・スクール委員会により推薦されたメンバーにより、「評価委員会」を組織します。「評価委員会」は、学園運営・学校経営について、それぞれの立場から意見を述べ、必要な助言を行います。

### (3) 教育ボランティア活動の推進

保護者・地域が学校とともに手を携えて児童・生徒の教育活動を支援し、交流していくことが、一層豊かな学習活動を児童・生徒に提供するとともに、思いやりの心や社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性や社会性を育成するなど、児童・生徒の健全育成につながります。そこで、教育ボランティアの活動を積極的に推進していきます。

- (ア) 児童・生徒の教育活動をより一層充実するために、保護者、地域住民に対して、中学校区を単位とした教育ボランティア（以下「サポート隊」という）を募集します。
- (イ) サポート隊は、年間登録と、特定の教育活動を支援するための随時登録の2種類の募集方法をとります。活動にあたっては、体罰の禁止、守秘義務の徹底等、サポート隊の確認事項を遵守願います。サポート隊の活動中に事故に遭った場合は、三鷹市市民活動災害補償保険により対応します。
- (ウ) 教育活動をより一層充実させるため、サポート隊を次のような内容で毎学期の初めに募集します。

分類	学習支援者としての例	環境支援者としての例
<専門的> 一定水準の知識・技能が必要	<ゲストティーチャー> 地域講師・社会人講師 伝統芸能指導・職業指導 クラブ・部活動指導	<施設メンテナー> コンピュータ室管理 インターネットのHP作成・更新補助 動画配信のサポート
<一般的> 専門的な知識・技能は問わない	<学習アシスタント> 読み聞かせ・校外学習の引率 授業補助・児童生徒との交流等	<環境サポーター> 校内外巡回・図書館整備 清掃活動

## 3 その他

### (1) 東三鷹学園3校の校庭芝生化の対応

東三鷹学園は、学園として校庭芝生化を進めました。第一小学校は平成20年度に校庭の一部芝生化、北野小学校は平成21年度に校庭の全面芝生化、第六中学校は平成22年度に校庭の一部芝生化と屋上の一部芝生化に取り組みました。それぞれ芝生化の状態にも、維持管理のための組織にも違いはありますが、学園として協働して芝生の維持管理に当たり、9年間にわたり、芝生の校庭で過ごす良さを継承していきます。

- (ア) 学園に「東三鷹学園芝生会議」を置き、学園として芝生の維持管理を検討します。コミュニティ・スクール委員会と連携して対応を進めます。
- (イ) 各校に芝生会議を置き、校庭の使用法、芝生の維持・管理について検討します。芝生会議は、保護者・地域・校庭開放利用団体の代表者により組織します。この会議は各校の芝生会議規約をもとに運営します。
- (ウ) 校庭の使用規定については、芝生化の状態に応じて、スポーツ振興課も含めて協議し、各校で決定します。校庭は、教育活動、芝生の維持に支障のない範囲で開放します。
- (エ) 芝生の維持管理のための組織を各校で立ち上げ、必要な対応を進めます。三鷹市教育委員会総務課施設係、株式会社 まちづくり三鷹、シニアSOHO普及サロン三鷹の担当の協力を得て進めます。この作業中に事故に遭った場合は、三鷹市市民活動災害補償保険により対応します。
- (オ) 第六中学校に、学園の芝生の維持管理に貢献する生徒集団「六中 芝レンジャー 仮称」を組織し



ます。第六中学校の芝生の維持管理の中心となるだけでなく、両小学校の維持管理に協力し、ポット苗の提供など、学園としての芝生の維持管理を応援します。

- (カ) 各校においては、毎年1回程度、「芝生講習会」を企画し、芝生の維持管理のための約束を確認し、児童・生徒の芝生への関心を高めます。

#### 芝生会議規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、芝生会議（以下「本会議」という）と称する。

（目的）

第2条 本会議は、各校の校庭芝生の維持管理のために、芝生維持管理の情報や調整事項についての協議を行うとともに、芝生維持管理の協力団体相互の交流と親睦を深めることを目的とする。また、子どもたちに良好な教育環境を維持するため、行政機関と連携して相互に協力することとする。

（構成）

第3条 本会議は、東三鷹学園各校、各校保護者、近隣地域の協力団体ならびに各校を利用する校庭開放利用団体で構成する。

（役員）

第4条 本会議に次の役員を置く。

(1)会長 1名 (2)副会長 1名 (3)幹事 2名

2 役員は会員から互選する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の職務）

第5条 会長は、本会議を代表し、本会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、協議会の運営及び、庶務に関する事項を担当する。

（役員会）

第6条 協議会の事務を処理するため、本会議内に役員会を置く。

2 役員会は、会長が召集し、必要に応じて開催することとする。

3 役員会は役員で構成する。

（総会）

第7条 総会は会長が招集し、毎年度4月に開催するほか、役員会が必要と認めた場合、または、会員の要求があった場合に、必要に応じて開催することができる。

2 総会は次のことを協議し、決議する。

(1)年次計画に関すること

(2)規約の改正及び廃止に関すること。

(3)その他協議会の運営に関すること。

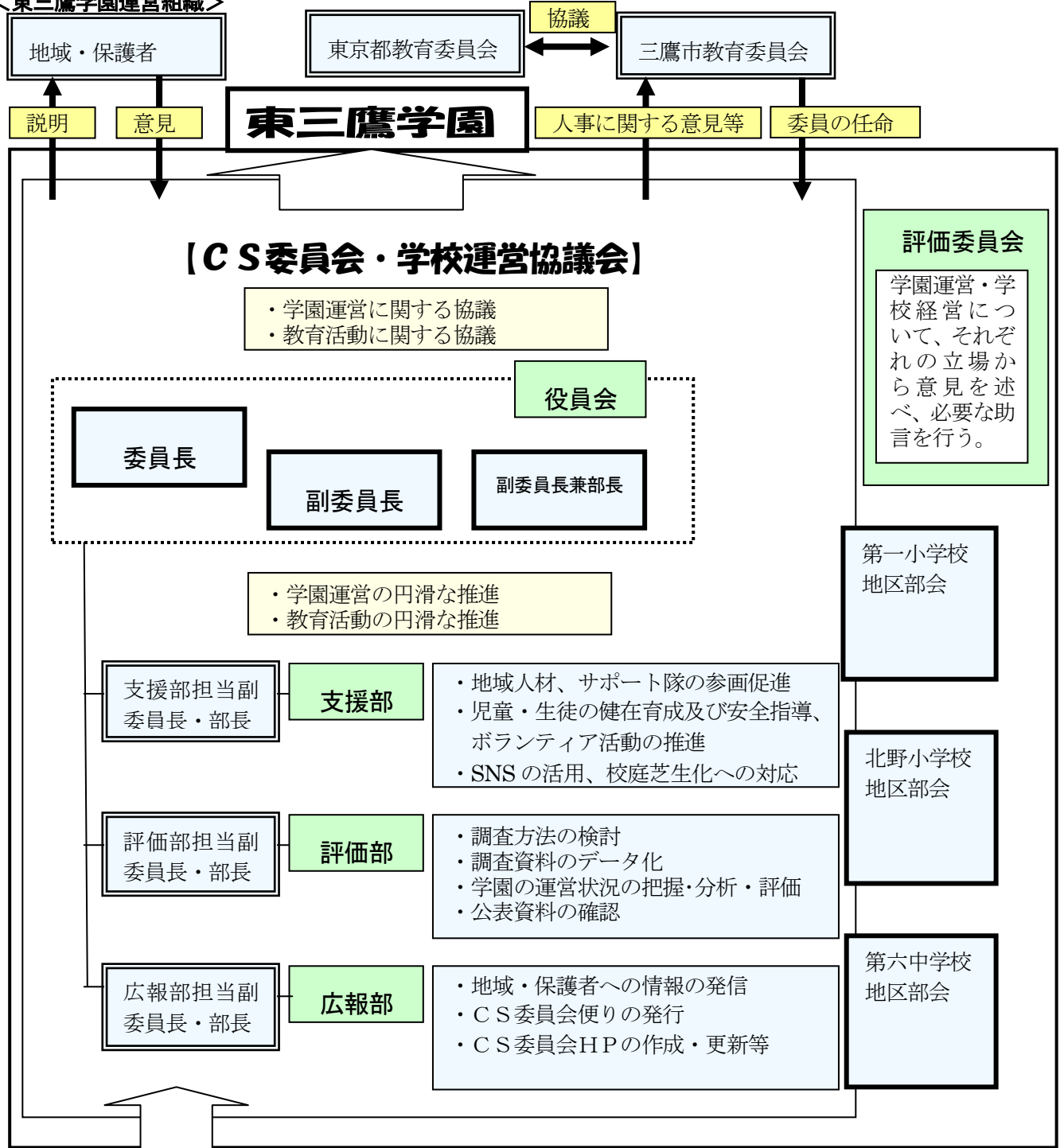
（委任）

第8条 この規約に定めのない事項については、本会議の意見を聞いて、役員会にて決定することとする。

#### (2) 東三鷹学園の校庭・体育館の使用について

東三鷹学園は、学園として施設の活用を進めます。各校の放課後、土曜日、日曜日の校庭・体育館の使用については、第六中学校の部活動、両小学校への貸し出しにより、有効に活用されるよう、施設の状況を学園として掌握し、調整を進めます。

＜東三鷹学園運営組織＞



東三鷹学園芝生会議

